

厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の概要

1 主な改正項目

- (1) 条例の適用期限の撤廃（定期的な見直しを規定）
- (2) 立地奨励金の引き上げ（大企業：1億円 ⇒ 10億円、中小企業：5千万円 ⇒ 1億円）
- (3) 大規模な設備投資を対象とした奨励金の新設（大企業：1億円、中小企業：1千万円）
- (4) 戦略事業にデータセンターを追加
- (5) 特定誘致地区以外での面積要件・市内企業の事業継続要件を廃止（要件緩和）
- (6) 雇用奨励金の要件見直し・交付額の引き上げ（1人当たり最大50万円 ⇒ 100万円）
- (7) 奨励措置取消の期限を延長（5年 ⇒ 10年）
- (8) 消費税や県補助金の取り扱い等関係規定の整理

2 改正内容の詳細

(1) 条例の適用期限の撤廃（定期的な見直しを規定）

→ 附則第5項（適用期限）の削除、第12条（条例の評価等）の追加

	改正後	改正前
適用期限	期限なし 施策の安定性と信頼性を高め、時代に即した内容とするため、5年を超えない範囲での、定期的な見直しを規定	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで（5年間）

(2) 立地奨励金の引き上げ

→ 別表（交付要件等）のうち、立地奨励金の交付上限額の改正

奨励金	企業規模	改正後	改正前
戦略産業奨励金	大企業	投下資本額の3% （上限10億円）	・投下資本額の3% （上限1億円）
	中小企業者等	投下資本額の13% （上限1億円）	・投下資本額の13% （上限5千万円）
企業立地奨励金	大企業		
	中小企業者等	投下資本額の10% （上限1億円）	投下資本額の10% （上限5千万円）

【交付上限額の根拠】

固定資産税等の税収入により、立地から概ね15年程度で損益がプラスに転じる金額

【対象（投下資本額）】

大企業 … 3億円以上（情報通信業、卸売・小売業は5千万円以上）、
 中小企業… 5千万円以上、小規模企業者は3千万円以上

(3) 大規模な設備投資を対象とした奨励金の新設

→ 第3条（設備投資の要件）の追加、ほか第2条第3号（定義）等関係規定の改正

企業規模	奨励金
大企業	・奨励金：投下資本額の3%（上限1億円） ・対象：投下資本額30億円以上
中小企業者等	・奨励金：投下資本額の3%（上限1千万円） ・対象：投下資本額3億円以上

【助成率及び交付上限額の考え方】

耐用年数10年間の機械装置に課税される固定資産税の3年分相当

【対象設備】

生産性の向上・拡大、新製品の開発などを目的として取得した機械や装置

【対象企業等】市内で10年以上操業している企業等

(4) 戦略事業にデータセンターを追加

→ 規則別表の改正

(5) 特定誘致地区以外での面積要件・市内企業の事業継続要件を廃止（要件緩和）

→ 第2条第5号（定義）、第3条第2号（適用要件）の削除ほか関係規定の改正

	改正後	改正前
要件	要件なし	市内で3年以上事業実施又は敷地面積が3,000㎡以上（情報通信業は1,000㎡以上）

(6) 雇用奨励金の要件見直し・交付額の引き上げ

→ 第2条第14号（定義）、別表（第2条、第5条関係）ほか関係規定の改正

	改正後	改正前
適用要件	立地日（設備の取得日）の前6か月以内から立地日までに市民を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象	立地日の前後3か月以内に市民を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象
対象及び交付額	正社員 80万円 （障がい者、高齢者雇用、就職氷河期世代※を採用した場合20万円加算）	正社員 40万円 非正規社員 20万円 （障がい者、高齢者雇用の場合10万円加算）
人数要件	大企業 1人以上 中小企業者等 1人以上	大企業 15人以上 （情報通信業、卸売・小売業は5人以上） 中小企業者等 1人以上
上限額	1,000万円	1,000万円

※ 昭和43年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた方

※ 大規模な設備投資に伴う雇用も奨励金の対象に追加

(7) 奨励措置取消の期限を延長

→ 第9条（奨励措置の適用の決定の取消し等）の改正

事業廃止・休止に伴う奨励措置取消の期限をより長期に渡って市内で事業を継続することを企業等に求めるため10年に延長

	改正後	改正前
要件	条例適用企業が立地又は設備投資後10年以内に事業を廃止・休止	条例適用企業が立地後5年以内に事業を廃止・休止

※ 奨励金の分割交付の期間を5年から10年に延長（ZEB認証の取得や防災協定を締結した場合、一方のみの場合は9年、両方に該当の場合7年に短縮）

(8) 消費税や県の企業立地促進に関する補助金の取り扱い等関係規定の整理

改正内容	<p>①第2条第8号（投下資本額の定義）の改正</p> <p>(1) 消費税を含めないことを明記し、企業支援に係る既存の補助金との整合性を図る。</p> <p>(2) 神奈川県補助金は含めることを明記し、県と連携して立地等を促進する。</p> <p>②別表備考の追加</p> <p>奨励金額は1,000円未満の端数を切り捨てることを明記し、企業支援に係る既存の補助金との整合性を図る。</p>
------	--

3 附則（条例の施行日及び経過措置）の改正

施行日は、令和8年4月1日。

なお、経過措置として、改正後の奨励措置は、施行日以後に立地に係る工事に着手し、又は設備投資を行う企業等について適用し、施行日前は、改正前の規定を適用